

千葉市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（21千監（住）第5号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年1月25日

千葉市監査委員 古川 光一
同 大島 有紀子

第1 請求の受付

1 請求の要旨

熊谷俊人議員（現千葉市長）の平成20年度政務調査費のうち、下記各金額が不当なので、同金額を千葉市に返還するよう請求することを求める。

1) 支出先 (株)メロウリンク企画

平成20年4月24日：印刷費・新聞折り込み費：492,365円

(証1-①、②)

平成20年7月29日：市議会レポートデザイン費・印刷費：473,911円

(証1-⑤、⑥)

平成20年9月16日：市議会レポート印刷費：113,505円

(証1-⑦、⑧)

平成20年10月23日：議会一般質問用A1フリップ製作：26,460円

議会レポートデザイン費、印刷費：181,230円

(証1-⑨、⑩、⑪)

上記、(株)メロウリンク企画に熊谷俊人議員は平成18年11月から平成21年2月28日まで非常勤として在籍している。平成18年11月から平成19年5月までは月給約13万円でホームページ制作および広報物のデザインに従事していたが、平成19年6月から平成21年2月28日までは勤務実態がなく休職扱いとされている。(証2)

休職期間中の社会保険料と厚生年金は、熊谷俊人議員が退社するまで(株)メロウリンク企画から支払われており、(株)メロウリンク企画と折半の熊谷俊人議員の保険料は、毎月2万円弱を熊谷俊人議員が(株)メロウリンク企画に支払っていたとしている。(証3)

非常勤の熊谷俊人議員に対し、1年半以上も休職扱いをし、社会保険料と厚生年金を支払うということは一般常識ではありえない。

これは、(株)メロウリンク企画が負担した社会保険料と厚生年金は熊谷俊人議員への企業献金にあたり、(株)メロウリンク企画に全広報費を発注するという行為は、(株)メロウリンク企画への還元であり、税金の不正な支出である。

よって、全額1,287,471円が不正な支出である。

2) 支出先 (株)メロウリンク企画

平成21年3月25日：インターネット更新料：120,000円

(証1-⑫、⑬)

熊谷俊人議員は平成21年6月から千葉市長に就任している。

インターネット更新料は4月からの先払い一年分と思われる。

千葉市議会議員を辞職した5月までが政務調査費の対象であり、それ以降は

不正な支出である。

しかも、主目的が住民意見を議会活動に反映することであれば支出可能とされているが、「熊谷俊人公式 Web」は政党活動であり、「熊谷俊人の日記」は活動報告であり、コメント欄は承認制であり、住民意見を反映できていない。

よって、全額の120,000円が不正な支出である。(証4-②、5、6)

3) 支出先 東京電力(株)

平成20年4月24日：電気代：3,527円(証1-①、③)

平成20年7月22日：電気代：2,395円(証1-⑤)

平成20年9月16日：電気代：3,161円(証1-⑦)

平成20年10月18日：電気代：3,700円(証1-⑨)

平成20年3月19日：電気代：5,930円(証1-⑫)

熊谷俊人後援会と1/2の按分としているが、民主党の天野行雄県議会議員との共同事務所でもあるので、按分は1/4である。

よって、9,356円が不正な支出である。

4) 支出先 読売センター西千葉

平成20年4月26日：読売新聞購読費：3,720円(証1-①)

平成20年7月28日：読売新聞購読費：3,720円(証1-⑤)

平成20年9月26日：読売新聞購読費：3,720円(証1-⑦)

平成20年10月27日：読売新聞購読費：3,720円(証1-⑨)

平成21年3月26日：読売新聞購読費：3,720円(証1-⑫)

しんぶん「赤旗」

平成20年9月22日：日刊「しんぶん赤旗」購読費：2,900円(証1-⑦)

平成20年10月27日：日刊「しんぶん赤旗」購読費：2,900円(証1-⑨)

平成21年3月25日：日刊「しんぶん赤旗」購読費：2,900円(証1-⑫)

社会新報千葉総分局

平成20年10月3日：社会新報購読費：700円(証1-⑨)

平成21年3月17日：社会新報購読費：700円(証1-⑫)

平成20年3月13日幹事長会議決定で新聞・雑誌については、購読部数が1部のみでの支出が可能とされている。(証4-②)

熊谷俊人議員は、合わせて千葉日報・読売新聞・しんぶん赤旗・社会新報も購読しているので、千葉日報購読料以外は不正な支出である。

よって、28,700円が不正な支出である。

よって監査委員は熊谷俊人議員(現千葉市長)に対し、上記1)～4)の合計額1,445,527円を返還するよう請求することを求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人 (略)

3 請求書の提出日

平成21年11月26日

4 監査委員の除斥

米持克彦監査委員及び三瓶輝枝監査委員は、議会の議員として政務調査費の交付を受けているため、本件監査にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

5 請求の要件審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

熊谷俊人前議員（以下「熊谷前議員」という。）に対し当時の千葉市長（以下「市長」という。）が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の情報聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成21年12月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局の職員が立会った。

4 関係職員等の陳述

平成21年12月17日に議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。
その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

5 関係人に対する事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成22年1月6日に関係人である熊谷前議員に対して事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 政務調査費の概要

ア 交付の経緯

千葉市（以下「市」という。）は、市議会における各会派の市政に関する調査研究を推進するため、自治法第232条の2の規定に基づき、千葉市議会市政調査研究費交付要綱及び同交付要領を定め、昭和52年度から所属議員2人以上の会派に市政調査研究費を交付していた。

平成12年、自治法が改正され政務調査費に関する規定が設けられたのを機に、市は、当該規定に基づく「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第24号。以下「条例」という。）」及び条例第14条の規定に基づき議長が設けた「千葉市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会訓令（甲）第1号。以下「規程」という。）」を定め、平成13年度から当該市政調査研究費に代わり政務調査費を交付している。

イ 交付対象及び交付額

交付対象については、会派若しくは会派及び議員とされており、会派による選択制となっている。

交付額については、会派への交付を選択した場合には、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、会派及び議員への交付を選択した場合には、会派には月額5万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、各議員にはそれぞれ月額25万円としている。

ウ 交付手続

- ① 政務調査費の交付を受けようとする各会派の代表者又は各議員は、条例第4条第1項の規定により、毎年度、議長を経由して市長に対し規程第2条第1項に定める政務調査費交付申請書を提出する。
- ② 市長は、条例第5条の規定により当該申請に対し交付の決定を行い、規程第3条に定める交付決定通知書により申請者に対し通知する。
- ③ 前記決定を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第6条第1項の規

定により四半期毎に議長を經由して市長に対し規程第4条第1項に定める政務調査費請求書を提出する。

- ④ 市長は、当該請求書が提出された場合、条例第7条第1項の規定により速やかに政務調査費を交付する。
- ⑤ 前記交付を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について規程第7条第1項に定める収支報告書に領収書等の写しを添え議長に提出する。議長においては、政務調査費の適正な運用を期すため、条例第11条の規定により必要に応じ調査を行うことができるとされている。

政務調査費に残余がある場合には、条例第12条第1項の規定により、速やかに当該残余の額を市長に返還する。

- ⑥ 議長は、当該報告書等が提出された場合、条例第10条第5項の規定により同報告書等の写しを市長に提出する。
- ⑦ 政務調査費の交付については、市決裁規程第5条において、政務調査費に係る歳出予算の執行に関する事項は議会事務局長の専決事項と規定されており、市長の収支報告書等の写しの受理についても、議会事務局において事務処理がされている。

エ 使途基準及び市長への返還

政務調査費は、条例第8条の規定により規程第5条に定める下記に記載の別表の使途基準（以下「使途基準」という。）に従い使用するものとされ、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされている。

また、市長は、使途基準以外の使用が認められるときは、条例第12条第2項の規定により返還を命ずることができるとしている。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）

広聴費	市民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

オ 使途基準の目安

議長は、平成19年12月に政務調査費の更なる適正な執行と使途の透明性の向上に資するため、「政務調査費取扱いマニュアル（以下「マニュアル」という。）」を策定し全議員に配布した。

マニュアルには各項目毎に具体的な内容に関する支出の可否やその考え方が記載され、本件監査請求に係る項目については下表のとおりである。

項目	内容	考え方等
資料購入費	書籍、雑誌、週刊誌、新聞等の購読料	内容が調査研究活動に合致するものであり、会派（議員）の調査研究活動と整合が取れていれば支出は可能です。
	政党の発行する新聞・雑誌の購読料への支出 (平成20年3月13日 幹事長会議決定)	所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能です。
広報費	広報費総論	調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告するため、広報紙や報告書の作成等の経費に政務調査費を支出することは可能です。 なお、広報紙や報告書の作成に当たっては、調査研究活動に資するため、市民の市政に関する意見や要望等を聴くことが不可欠です。そのため、連絡先等を明記する必要があります。
	会派（議員）によるホームページの開設、維持管理経費	会派（議員）でホームページを運営し、主目的が住民意見を議会活動に反映することであれば支出は可能です。 ただし、政党のPR等政党活動とみなされるものについては支出することは適当ではありません。

事務所費	賃貸事務所への事務所費の支出	議員活動は多面性を有することから、按分して支出する必要があります。
	後援会事務所と共有の場合	賃貸契約、光熱水費、電話代等の契約は、可能な限り分離することが望ましいですが、手続きが困難な場合は、現に調査研究活動に充てられている実態に応じて按分して支出する必要があります。
	事務所の電話、FAX、パソコン、光熱水費等の維持管理経費	調査研究活動以外にも使用できる物品の維持管理経費は、按分して支出することとなります。

(2) 平成20年度政務調査費使用状況（熊谷前議員分）

市長は、平成20年4月1日に熊谷前議員から前記（1）ウ①に記載の政務調査費交付申請書を受け、同日付で同②に記載の交付決定通知書により交付を決定した旨通知した。

熊谷前議員は、平成20年4月1日、7月1日、10月1日及び平成21年1月5日に同③に記載の政務調査費請求書を市長に提出し、市長は当該請求書に記載の各四半期分の政務調査費を交付した。

熊谷前議員は、平成21年4月30日に同⑤に記載の収支報告書に領収書等の写しを添付して議長に提出し、5月1日議長はその写しを市長に提出した。

収支報告書によれば、政務調査費の交付額3,000,000円に自己資金69,722円を加えた額3,069,722円を収入とし、同額を支出したとされている。

2 監査対象部局の説明

(1) 調査研究活動の考え方

調査研究活動の判断については、調査目的と市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、調査活動と支出経費との相当性などについて、総合的に考慮する必要がある。

地方議会の議員には、市政の向上と発展のため、日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及ぶこと、また調査方法も多様であることから、政務調査費をどのように使用するかについては、会派又は議員の自主性及び自立性を尊重し、その裁量に委ねるとするのが、法及び条例の趣旨であると解される。

このことから、政務調査費の支出の対象となった活動が調査研究活動と認められる場合には、原則として議員又は会派の自主性、自立性を尊重し、当該活動に基づく政務調査費の支出は、違法又は不当な支出とは言えないと解すべき

である。

(2) 本件支出について

本件政務調査費については、下記ア～エにより会派及び議員が行う調査研究活動が市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、支出経費との相当性を欠くことが明らかであると認められる支出には該当しないことから、条例で定める使途基準に反する目的外の支出とは言えないと認識している。

ア 市議会レポート印刷費等

市議会レポートの印刷や新聞折込等に係る費用の支出については、前記別表中広報費の「調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PR するために要する経費」に該当し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費として認められることから、不正な支出とは言えないと考えている。

また、議会一般質問用フリップ製作の費用については、調査研究活動の成果を一般質問の場において活用するために必要な資料の製作に要した経費として支出しており、前記別表中資料作成費の「調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費」に該当し不正な支出とは言えないと考えている。

イ ホームページの更新料

ホームページの更新料は、請求書を確認したところ、2008年4月1日から2009年3月31日までの保守契約に対する請求であり、その期間の更新内容に応じて年度末に一括払をしていることから先払いではない。

また、更新内容も議会報告及び政策内容の更新を行っていること、メールでの意見聴取や市民へのアンケートの実施により、住民意見を収集しているものである。

なお、「熊谷俊人の日記」は、政務調査費の支出対象とはされていない。

これらから、ホームページの更新料は、市政に対する市民の意見を的確に収集、把握することを目的とした、調査研究活動のための費用と考えられ、政務調査費の支出として不正な支出であるとは言えないと考えている。

ウ 事務所電気代

熊谷前議員は、稲毛区に所在し調査研究活動の拠点である事務所(以下「本件事務所」という。)の電気代を平成20年4月24日から21年3月19日までの間に12回、計80,600円を支出している。

本件事務所には、熊谷前議員と天野県議会議員(以下「天野議員」という。)のそれぞれの後援会が置かれ、調査研究活動の他に後援会活動を行う場でもあるため、当該支出額の2分の1の額である40,303円が事務所費として政務調査費に充てられている。

本件事務所は、熊谷前議員と天野議員との共同事務所であるが、天野議員は、この他にも事務所を稲毛区内に構え、その事務所を主たる活動の場としており、本件事務所での活動は、実質的に熊谷前議員の活動が大部分を占めていたとのことである。

このことから、熊谷前議員と天野議員との使用頻度や熊谷前議員の調査研究活動と後援会活動との割合を考慮して按分すべきであるが、その割合を明確にすることが困難であるため、マニュアルに「調査研究活動に要した実績（割合）が不明確なものについては、1/2の比率を上限として按分するものとします。」と明記されていることに基づき、按分の上限の比率である2分の1としたものである。

エ 新聞購読料

平成20年度に熊谷前議員は新聞4紙を購読し、その経費を全額資料購入費として政務調査費に充てているが、その内訳は下表のとおりである。

紙名	期間	単価(円)	月数	支払額(円)
千葉日報	20年4月～21年3月	2,805	12	33,660
読売新聞	20年4月～21年3月	3,720	12	44,640
しんぶん赤旗	20年8月～21年3月	2,900	8	23,200
社会新報	20年10月～21年3月	700	6	4,200
計				105,700

マニュアルの22頁には、「政党の発行する新聞・雑誌の購読料への支出」として、「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能です。」と記載されているが、これは「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌」についての規定であり、一般の新聞についての規定ではない。

しんぶん赤旗は日本共産党、社会新報は社会民主党が発行するものであり、熊谷前議員はいずれの政党にも所属しておらず、それぞれ一部の購読である。

(3) 政務調査費の情報公開について

市議会においては、費用弁償や常任委員会の傍聴などとともに議会改革の1つとして、より一層の政務調査費の使途の透明性の確保や説明責任を果たす必要があることから、収支報告書に全ての支出についての領収書等の写しを添付することや、提出された収支報告書及び領収書等の写しの閲覧制度を定めるなどの条例改正を行い、平成20年度分から大幅に改善したところである。

3 判断

(1) 政務調査費の適否の考え方について

市においては、昭和52年度から市議会各会派に対し市政調査研究費を交付してきたところであるが、自治法第100条第14項及び第15項の規定を受けて、平成13年第1回定例会で議員発議により、議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必

要な項目を定める条例が可決成立した。

なお、平成19年第3回定例会では、条例の一部改正が行われ、収支報告書に全ての支出についての領収書等の写しを添付することが義務付けられた。

条例第8条では政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされ、規程第5条において各項目毎に用途基準を定めているが、これらは、同条に言う「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」の典型的な費目を例示したものとされている。

そして、前記にいう必要な経費とは、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるものと言うべきである。

ただし、市政に関する調査研究を行う際に支出した費用であっても、それが議員の日常生活上当然に必要な費用に当たるなど、公金をもって充てるべき内容を欠いているのであれば、当然に政務調査費とは認められないものと言うべきである。

また、条例、規程、マニュアルにおいて特段制限は設けられてはいないが、政務調査費は公金の支出であるから、政務調査費を使用して業者へ委託する場合には、その額は相当なものでなければならず、特に親族その他特別の関係のある業者に委託するときは、価格の妥当性をはじめとして相手方を選定した理由について市民に説明しうるものであることが求められる。

そこで、本件政務調査費の適否については、前記のような考え方にに基づき条例、規程等の内容に照らし以下各項目毎にその適否を検討することとする。

(2) 市議会レポート印刷費等について

熊谷前議員は、市議会レポートの印刷や新聞折込等に係る費用を「広報費」として、また、議会における質問用のフリップの製作に係る費用を「資料作成費」として計1,287,471円を(株)メロウリンク企画(以下「メロウリンク」という。)に対し支出している。

市議会レポートは、主に議員が議会における質問や市の答弁内容を市民に対し報告するもので、それに係る経費は別表の「広報費」の「調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費」に該当するものと言える。

議会における質問用のフリップは、熊谷前議員が議会において質問をする際に活用するための資料として製作されたものであるが、これは市政に関する調査研究活動の成果に基づいて市議会において質問する内容の現状や問題点を解りやすくし、あるいは強調するためのものであって、これに要する経費は別表の「資料作成費」に該当するものと言える。

請求人は、熊谷前議員はメロウリンクを休職中であつたが、その間メロウリンクが負担した社会保険料は熊谷前議員への企業献金にあたり、熊谷前議員の

メロウリンクへの発注はメロウリンクへの還元であり、税金の不正な支出である旨主張する。

確かに、平成19年5月から21年2月までの間において熊谷前議員は休職中とは言えメロウリンクに在籍し、社会保険料を負担してもらっていたのであるから、熊谷前議員とメロウリンクとは特別な関係にあったと言える。

この点について、熊谷前議員の説明によれば、メロウリンクを選定した理由は次のとおりである。

- ① メロウリンクの事業所が市議会棟から300メートルくらいの近い所に所在しており打ち合わせや校正がやりやすく便利であったこと。特に、当該事業所に出向きパソコン操作などをすることができたこと。
- ② メロウリンクは市議会レポートの作成について対応が柔軟で迅速であり、その内容も優れており満足のいくものを納品してくれること。

また、熊谷前議員は、メロウリンクに発注していることには気がかりな面もあったので、他の業者に問い合わせたことがあるが、見積金額はむしろ高く、校正を短期間に6、7回行うところ、当該業者は2、3回しかできない旨の回答があったことから、メロウリンクに継続して発注したとしている。

こうしたことから、熊谷前議員がメロウリンクに発注したことについては合理的な理由があると言える。

次に、請求人は、陳述において熊谷前議員が市議会レポートとは別に作成、発行したプレス民主号外は内製であるとしているが、その作成経費を何を持って充てたのかなど不明であり問題がある旨主張する。

この点について、熊谷前議員の説明によれば、プレス民主は政党の機関紙であり、そもそも政党活動の一環であることから政務調査費の対象にならないと認識していたので、紙の購入やデザインは自ら行い、印刷は民主党千葉1区総支部の印刷機を使用し作成したものである。

以上のことから、市議会レポートの印刷等に係る費用は、使途基準に合致するものであり、メロウリンクに発注したことについても政務調査費の使用において問題となることはないと考ええる。

(3) ホームページの更新料について

熊谷前議員は、ホームページに係るインターネット更新料を「広報費」として平成21年3月25日に120,000円を支出している。

請求人は、当該支出は一年分を先払いしたものと思われるため、議員辞職後の分は政務調査費の対象外であり、また「熊谷俊人公式Web」の内容は政党活動であり、「熊谷俊人の日記」は住民意見を反映できていないので、ともに不正な支出である旨主張する。

しかしながら、平成21年3月23日付けメロウリンクの熊谷前議員への請求書には前記記載の額120,000円は、平成20年4月1日から21年3月31日までの1年間のホームページの更新料であることが明記されており、

後払いであることが認められる。

なお、熊谷前議員の説明によれば、年間のホームページ更新の内容やボリュームがどうなるか事前にはわからず、年度末の3月までは金額が明らかにならないとのことである。

「熊谷俊人公式 Web」については、その内容は議会報告や政策、市に対する要望の内容等市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報や、それらを聴取するためのメールの送付先や連絡先等が掲載され、市の施策や議会活動について市民に報告しているものであり、前記別表の「広報費」の用途基準に沿うものである。

「熊谷俊人の日記」については、自らインターネットを利用して作成しているものであって、メロウリンクに対する契約の対象とはなっておらず、政務調査費も充てられていない。

したがって、ホームページの更新料に係る経費は、用途基準に合致するものとする。

(4) 事務所の電気代について

本件事務所は、民主党千葉市稲毛区支部（以下「稲毛区支部」という。）、熊谷前議員及び天野議員の共用となっているが、これに係る経費のうち、家賃及び電気代の2分の1は稲毛区支部が負担し、家賃については、熊谷前議員及び天野議員がそれぞれ4分の1、電気代については、熊谷前議員が2分の1を負担し、天野議員は負担していない。

平成20年度の電気代は80,600円ではあるが、熊谷前議員の負担額は40,303円となっており、3円の超過額が生じているのは、各月毎に2分の1の額を計算し、小数点以下を切り上げていることによるものである。

請求人は、本件事務所は県議会議員との共同事務所であり、家賃の按分が4分の1であるので、電気代の按分も4分の1のはずであり、2分の1との差額9,356円は不正な支出である旨主張する。

熊谷前議員の説明によれば、本件事務所は外観上から熊谷前議員と天野議員との共同事務所であることが明らかであるため家賃については両方で折半とし、電気代については当初は折半としていたが、天野議員が稲毛区内に別の事務所を設け、共同事務所をほとんど利用しなくなったことから、両者協議のうえ利用実態に合わせて熊谷前議員が全額を負担することとしたとしている。

事務所費の負担のあり方については、家賃や電気代を個別に捉えるのではなく、諸経費全体を併せて事務所の利用に係る経費として熊谷前議員の負担が妥当なものであるかを検討する必要がある。

本件事務所は、稲毛区支部として設置されたものであり、これに要する各月の経費は家賃（水道代は家賃に含まれている。）と電気代であるが、このうち当該支部が負担する総額の2分の1の額を除いたものについて、熊谷前議員と天野議員が負担していた。

両議員の負担額についてみると、電気代が最も高額であった平成21年3月を例にとれば、熊谷前議員は電気代を5,930円、家賃を振込手数料を含め16,408円、合計で22,338円を支出し、他方天野議員は家賃16,408円を支出しており、熊谷前議員と天野議員の負担割合は58:42となっている。

このように、熊谷前議員の負担割合は天野議員のそれを16ポイント上回っているが、天野議員が別に事務所を設置し本件事務所は主として熊谷前議員が利用していたことからすると、両者の負担割合は本件事務所の利用実態を十分に斟酌したものであり、むしろ熊谷前議員の負担割合は少ないものであると言えよう。

したがって、政務調査費に充てられた本件事務所の電気代は、事務所費の一部として適正な額であり使途基準に合致するものとする。

(5) 新聞の購読料について

熊谷前議員は、千葉日報、読売新聞、しんぶん赤旗及び社会新報の4紙を購読し、それに係る経費として105,700円を「資料購入費」として支出している。

請求人は、平成20年3月13日の幹事長会議で新聞・雑誌については、購読部数1部のみでの支出が可能とされ、熊谷前議員は千葉日報、読売新聞、しんぶん赤旗及び社会新報を購読しているため、千葉日報購読料以外は不正な支出である旨主張する。

この点についてマニュアルは「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能」としているが、これは、所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読制限について定めたものであり、発行政党が異なれば各議員が複数紙購読することを妨げるものではない。

政党が発行しているのは、しんぶん赤旗と社会新報であり、いずれも熊谷前議員が所属していない政党の新聞各1部の購読であるから、これらに係る経費は使途基準に合致するものである。

なお、熊谷前議員の購読状況は、千葉日報は自宅に、他の3紙は事務所に配達されているので、通常的一般家庭において新聞1紙が購読されていることから、自宅で購読する千葉日報の購読料に政務調査費を充てることの是非について検討する。

熊谷前議員の説明によれば、市議会議員になることを志した頃、県政や市政に関する情報が多く政治・行政関係者が購読する千葉日報を購読することとし、当時は事務所を設置しておらず自宅への配達としていた。

議員当選後まもなくして事務所を設置したが、それ以降も千葉日報は配達先を自宅のままで、ほぼ毎日自宅から本件事務所に持参し、他紙と同様に事務所で保管していたとしている。

確かに、千葉日報の記事は県政や市政に関する内容が豊富であり、購読者も政治や行政に関わりのある人々が多くなっているのであり、また熊谷前議員は一人暮らしで家族が同紙を購読している実態もなく、事務所に配達される3紙と同様の利用実態であることが認められる。

したがって、政務調査費に充てられた新聞の購読料は、その全額が使途基準に合致するものとする。

4 結論

以上により、熊谷前議員に対し当時の市長が交付した平成20年度の政務調査費については、違法又は不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。